

在宅福祉

【特別児童扶養手当】

▽受給資格者

一定以上の障がいのある児童（20歳未満）を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している人

▽支給要件

・障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
・障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

（障がい程度により異なる。）

・1級 5万 400円
・2級 3万3570円

▽手当支給

毎年4、8、11月の3期

【特別障害者手当】

▽受給資格者

重度障がい者（20歳以上）であって、日常生活で常時特別な介護を必要とする人

▽支給要件

重度障がい者（20歳以上）が、施設入所または入院（3か月超）していないこと

▽手当月額

▽手当支給

毎年2、5、8、11月の4期

【障害児福祉手当】

▽受給資格者

重度障がい児（20歳未満）であって、日常生活で常時介護を必要とする人

▽支給要件

・重度障がい児（20歳未満）が年金を受給していないこと
・重度障がい児（20歳未満）が施設入所していないこと

▽手当月額

▽手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期

【各種手当の共通事項】

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

現況届の提出

受給者は、毎年定められた期限内に所得状況などの現況届を提出する必要があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係

☎24-2111
(内線173)

長浜支所 ☎52-1114

肱川支所 ☎34-2347

河辺支所 ☎39-2113

児童扶養手当

【支給要件】

18歳未満（年度内有効）、または特別児童扶養手当を受給している20歳未満の児童がいる父子家庭の父、母子家庭の母、または父母に代わって児童を養育している人

※老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象外です。

【所得制限】

本人および扶養義務者などの前年所得が一定額以上の場合、支給が停止されます。

【手当支給】

年3期（4月、8月、12月）

【現況届】

毎年8月に生活状況と前年所得などの届け出が必要です。

【手当月額】

▽児童1人の場合

41,430円～9,780円

▽児童2人目の場合

5,000円加算

▽児童3人目からの場合

1人増すごとに3,000円ずつ加算

【支給額の改定】

▽物価変動に応じて改定されます。

▽受給開始から5年（または支給要件該当から7年）を経過した時は、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

【問い合わせ先】

社会福祉課子育て支援係 ☎24-5718

長浜支所 ☎52-1113

肱川支所 ☎34-2347

河辺支所 ☎39-2113

後期高齢者医療制度について

保険証(被保険者証)が新しく

現在の被保険者証(薄桃色)の有効期限は、平成25年7月31日(水)です。8月1日(木)からは、新しい被保険者証(青色)に変わります。

【対象者】

▽75歳以上の人
▽65歳以上75歳未満の人で、一定の障がいがある人(本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人)

【一部負担割合】

1割または3割

※平成24年中の所得で決定

【交付時期】

新しい被保険者証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。なお、8月以降新たに75歳となる人の被保険者証は、誕生日の前月に郵送します。

新しい被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担割合などを必ず確認してください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」も、7月31日(水)が有効期限です。

現在保有し、次の要件に該当する人は、申請の必要はありません。被保険者証と一緒に送付します。

【要件】

▽保険料の滞納がない。
▽平成25年度の住民税が非課税の世帯

※新規申請および長期入院については、お問い合わせください。

保険料の通知書を送付

平成25年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は、一人ひとりにかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

※10円未満切り捨てで限度額は55万円です。

保険料の軽減措置など詳しくは、被保険者証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】

保険環境課高齢者医療係
☎1713

$$\text{一人あたりの保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ = 44,194円 + (\text{前年の総所得金額} - \text{基礎控除額}) \times 8.72\%$$

国民年金保険料の免除制度

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請によって、保険料の納付が「全額免除」「一部免除」または「猶予」される制度があります。(申請者・配偶者・世帯主の所得によって審査がされます。)

保険料の免除が承認された期間は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障がい年金や遺族年金を受け取る資格期間にも含まれます。

ただし、免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付した時に比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

【申請期間】

▽平成24年度(対象期間は平成24年7月～平成25年6月)の免除申請→7月末で受付終了

※平成24年度の免除を希望される人は、お急ぎください。

▽平成25年度(対象期間は平成25年7月～平成26年6月)の免除申請→7月から受付開始

【申請に必要なもの】

年金手帳、認印

※申請される年度または前年度に失業したことにより、免除申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証や離職票が必要となる場合があります。

【申請・問い合わせ先】

市民課市民係 ☎24-1710
長浜支所 ☎52-1113
肱川支所 ☎34-2331
河辺支所 ☎39-2113



ふれあい交流イベント支援補助金 (de愛イベントへの補助金) について

市内における独身男女が出会う機会を充実させ、参加しやすい環境を整備するため、独身男女が出会うためのイベント（de愛イベント）に対して補助金を交付します。

【補助要件】

▽主催者が、えひめ結婚支援センター（以後、センター）の応援企業に登録している市内の法人などであること

▽センターを通じて実施するイベント

▽参加者1人あたりの参加費用が1000円（センター支援金含む。）以上であり、補助金額を含めた収入額が支出額を上回らないこと

※イベントを実施する主催者に対する補助金です。

【補助金額】

参加者1人につき2000円以内

【交付までの流れ】

- ① 応援企業に登録（未登録の場合）
- ② センターの承認を受けた計画書とともに、補助金交付申請書を市へ提出

③ 市から補助金の交付決定通知が届いた後、イベントを実施

④ イベント実施後、センターへ提出した報告書の写しとともに、実績報告書や交付請求書などを市へ提出

⑤ 内容確認後、市が補助金を交付

予算の範囲内で随時受け付けをします。詳細については、大洲市公式ホームページでも掲載しています。（様式もダウンロード可）
トップページの検索欄から、「出会いイベント」で検索してください。

【申請・問い合わせ先】

企画調整課地域政策係

☎2421111（内線525）

（応援企業について）

イベントの計画について

えひめ結婚支援センター

☎089(933)5596

<http://www.msc-chime.jp/>

防災行政無線放送のフリーダイヤルを開始しました

☎0120(00)8863

防災行政無線放送は、災害などの情報提供はもちろん、火災などの注意喚起や各種行事の周知にも役立つ、市民のみなさんと行政をつなぐ重要な伝達手段の一つです。

「無線放送の内容が聞き取れなかった」「放送を聞き逃した」といった場合には、放送内容を電話で確認することができます。

従来のテレホンサービスでは、通話料がかかっていましたが、6月3日からフリーダイヤルの運用を開始し、無料で確認できるようになりました。

操作内容	電話の操作
聞いている放送より一つ前の放送を聞く。	「#」押し→「3」押し
聞いている放送の冒頭に戻る。	「#」押し→「2」押し
聞いている放送より一つ後の放送に戻る。	「#」押し→「1」押し
最新の放送に戻る。	「#」押し→「0」押し

放送終了後、放送順に8件分の内容が録音されています。確認したい内容に合わせ、ダイヤルボタンの「#」を押した後、「番号」を押して操作を行ってください。

【使用できる電話】

固定電話、携帯電話、公衆電話

【内容】

デジタル防災行政無線で放送されたもの

【デジタル放送の範囲】

肱南、久米、肱北、若宮、五郎、田口、平、三善の各地区、長浜地域全域

防災行政無線テレホンサービス
☎0120(00)8863

【問い合わせ先】

危機管理課 ☎24-1742



平成25年度大洲地区広域消防事務組合消防職員を募集

【採用予定人員】 4人

【受験資格】

- ▽平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは平成26年3月末までに卒業見込みの人
- ▽日本の国籍を有する人
- ▽採用後、大洲市、内子町のいずれかに居住可能な人

▽次の身体要件を備えている人

- ・身長（おおむね）
男性は160cm以上、
女性は155cm以上
- ・体重（おおむね）
男性は50kg以上、
女性は45kg以上
- ・視力
両眼とも視力が0.7以上（矯正を含む。）で色覚が正常
- ・聴力
左右とも正常であること など

【試験日】（一次試験）

9月22日(日)

【試験会場】

大洲消防本部3階会議室ほか

※2次試験の詳細は1次試験合格者に通知します。

【受付期間】

7月8日(月)～8月16日(金)
月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで（祝日を除く。）

※郵送の場合は、8月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。受験申込書は、左記または各支署で用意しています。

詳しくは、地区回覧の「平成25年度大洲地区広域消防事務組合消防職員採用試験案内」をご覧ください。左記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合
消防本部総務課
☎242666
<http://www.4ocn.ne.jp/~ozu119/>



放送大学 10月生募集のお知らせ

放送大学では、平成25年度第2学期（10月入学）の学生を募集しています。

【出願期間】

- 8月31日(土)まで ※資料を無料で差し上げます。
- ▽15歳以上の人なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。
- ▽18歳以上で大学入学資格を有する人なら、入学試験はなく全科履修生として入学できます。
- ※4年以上在学して124単位を修得し卒業すると、学士（教養）の学位を取得できます。
- ▽一つの分野を体系的に学びたい人には、「放送大学エキスパート」を実施しています。

【問い合わせ先】

放送大学愛媛学習センター

☎089(923)8544

※ホームページからでも受け付けます。

作品募集『港の美術館』～リニューアルオープン～

長浜町今坊地区の元気おこしと、イメージアップを図るための「港の美術館」が、今年で19年目を迎えました。今年も、3年に一度の作品入れ替えの年となっていて、このたび作品募集を行います。

みなさんも防波堤の白いキャンバスに、思いの絵を描いてみませんか。

【作成期間】 7月1日(月)～9月30日(月)

【定数】 16組

【申し込み・問い合わせ先】

今坊ゆうやけの会「港の美術館」募集係（津田）

☎52-3243



大洲都市計画公園の変 更案の縦覧について

市では、大洲都市計画公園の区域の変更に関する素案の作成後、4月11日に「説明および意見陳述会」を開催し、市民のみなさんかご意見などをお聴きして、諸手続を進めてきました。

都市計画法に基づき、次のとおり案の縦覧を行いますので、お知らせします。

【変更を行う都市計画】
城山公園（大洲市決定）

【縦覧期間】
7月1日(月)～16日(火)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日は除きます。)

※縦覧期間中、案についての意見を提出することができます。
【縦覧場所】
市役所都市整備課

【問い合わせ先】
都市整備課都市計画係

無料法律相談

時 7月18日(木)
午後2時～4時30分
場 大洲商工会館 ※要電話予約
問 大洲商工会議所 ☎24-4111

市民法律相談

時 7月27日(土)
午前10時～午後4時
場 大洲市民会館 ※要電話予約
問 市役所総務課行政係
☎24-1724

年金出張相談

大洲地域
時 7月5日(金)・17日(水)・25日(木)
午前10時～午後3時30分
場 大洲市総合福祉センター
長浜地域
時 7月11日(木)
午前10時～午後3時30分
場 長浜町商工会
問 松山西年金事務所
☎089-925-5105

人権相談

大洲地域
時 7月19日(金) 午前10時～正午
場 人権啓発課 (旧図書館2階)
時 7月16日(火) 午前10時～正午
場 柳沢公民館
問 急ぐ時は法務局大洲支局
☎0570-003-110
市役所人権啓発課
☎24-1746

行政相談 (総務省)

大洲地域
時 7月19日(金) 午前9時～正午
場 市役所1階会議室
問 市役所総務課行政係
☎24-1724

長浜地域

時 7月26日(金) 午後1時～4時
場 長浜体育館1階会議室
問 長浜支所 ☎52-1111

肱川地域

時 7月5日(金)
午後1時30分～4時30分
場 肱川公民館2階青年室
問 肱川支所 ☎34-2320

河辺地域

時 7月10日(水) 午前10時～正午
場 河辺老人福祉センター
問 河辺支所 ☎39-2112

不動産無料相談

時 7月16日(火)
午前10時～午後4時
場 宅建協会大洲地区連絡協議会
ピアスプランニング(株)
☎25-1747

☎242111 (内線243)

夏季の節電・省エネルギー対策について

今夏、安定した電気供給を行うためにも、無理のない範囲でみなさんのご協力をお願いします。

【節電時期】

7月1日～9月30日の平日
午前9時～午後8時まで
(お盆を除く。)

【節電メニュー(例)】

- ▽空調
 - ・室内28度を心がける。
 - ・※熱中症にご注意ください。
 - ▽冷蔵庫
 - ・設定温度を「強」から「中」に変え、扉を長時間開けない。
 - ▽照明
 - ・日中は不要な照明を消す。
 - ・省エネ型の電球型蛍光灯ランプやLED電球などを使用する。

【問い合わせ先】

四国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課
☎087(811)8535

火遊び・花火による火災防止 大洲消防署からのお知らせ

夏は「花火」の季節です。日頃から、火遊びの危険性や火の正しい使い方について、話し合っておきましょう。

【火災防止のポイント】

- ▽子どもだけで火を取り扱わせない。
- ▽火遊びをしているのを見かけたら注意する。
- ▽ライターやマッチを、子どもの手の届かない場所で管理する。
- ▽子どもが簡単に使用できないCRライター(チャイルド・レジスタンスライター)を使用する。
- ▽花火をする時は、広くて安全な場所で行う。
- ▽花火をする時は、水バケツを準備し、人や燃えやすいものに向けない。
- ▽花火が終わったら水で火を完全に消す。
- ▽子どもに火事になる危険性を伝える。

富士山公園の24時間開放について

富士山公園については、これまで夜間は公園入口を封鎖して、車両進入禁止措置としました。しかし、近年の社会情勢の変化を踏まえ、現在試験的に夜間車両進入禁止措置を解除し、夜間の公園利用機会の拡大を図っています。今後も、みなさんの適正な公園利用をお願いします。

【問い合わせ先】

都市整備課都市計画係
☎242111 (内線244)